

戸籍謄本・抄本等交付申請書(郵送用)

年 月 日

次のとおり、手数料(定額小為替)、返信用封筒(切手貼付)、本人確認書類の写しを添えて請求します。

請求者	住所	〒	連絡先	※昼間に連絡がつく電話番号
	ふりがな		生年月日	明・大・昭・平・令・西暦
	氏名	※自署してください。		年 月 日生
必要な方との関係		本人・配偶者・子・父母・祖父母・孫・その他()		

本籍	三重県 亀山市	筆頭者	
----	------------	-----	--

必要な証明書の種類	手数料	必要な方の氏名	必要な通数
戸籍謄本(全部事項証明書)	450円		通
戸籍抄本(個人事項証明書)	450円		通
除籍謄本(除籍全部事項証明書)	750円		通
除籍抄本	750円		通
改製原戸籍謄本(平成・昭和・大正)	750円		通
戸籍の附票(全員の写し)	300円		通
戸籍の附票(個人の写し)	300円		通
改製原附票(平成)	300円		通
身分証明書 ※1	300円		通
独身証明書	300円		通
住民票(本籍:有・無 / 続柄:有・無)	300円		通
その他 ()証明			通

※1 本人以外の方が請求する場合は、委任状が必要です。

申請の理由 (証明の使いみち)	☐ 相続手続 被相続人(死亡された方)の氏名 () 被相続人の ☐ 出生から死亡まで連続した戸籍 [__セット] ☐ 出生から婚姻まで連続した戸籍 [__セット] ☐ 婚姻から死亡まで連続した戸籍 [__セット] ☐ その他()
	☐ パスポート申請 パスポートを取得される方の氏名 () ☐ 戸籍届出 ☐ 婚姻届 ☐ 離婚届 ☐ 転籍届 ☐ 分籍届 ☐ その他() ☐ 車の廃車等の手続 車検証の住所及び氏名 () ☐ その他()
※右の該当する□に チェックしてください () 欄をご記入ください	
その他連絡事項	

最近2週間以内に	いいえ はい 年 月 日
戸籍の届出をされましたか	届出をされた市区町村名 _____ 届出の種類 _____ 届

- この請求書の記入に不備があると、未処理のまま返送される場合があります。
- その他不明な点がありましたら、本籍地の市区町村の担当課へお問い合わせください。
- 証明の手料は、市区町村によって異なりますので、あらかじめ本籍地の市区町村で確認してください。
- 戸(除)籍謄本等の申請は、原則として、本人又は直系の親族の方からしかできません。
それ以外の代理人の方が申請される場合は、本人又は直系の親族からの委任状が必要になります。
- 相続手続き等、場合によっては続柄のわかる戸籍謄本(抄本)の写し等の資料が必要な場合があります。
- 正当な事由のある第三者による請求には、疎明資料が必要な場合があります。
- 自署の場合は、押印不要です。ゴム印又はデジタル印字等の場合は、記名押印してください。

郵送での戸籍謄抄本等の取り寄せ方法について

戸籍(除籍)謄抄本や附票、身分証明書などは、本籍のある市区町村から郵送で取り寄せることができます。

<取り寄せに必要なもの>

- ① 申請書 戸籍謄本・抄本等交付申請書(郵送用)に必要事項を記入します。
- ② 手数料 本籍地の市区町村にあらかじめ確認し、必要分の定額小為替(切手不可)を同封します。
定額小為替は、ゆうちょ銀行(郵便局)で購入します。
- ③ 返信用封筒 返信先の住所・氏名を記入し、切手を貼ったものを同封します。
お急ぎの場合は、速達料の切手を貼ってください。
メール便、宅配便、ゆうパック等は、返信用に使えません。
- ④ 本人確認書類 公的機関が発行した本人確認書類をコピーします。

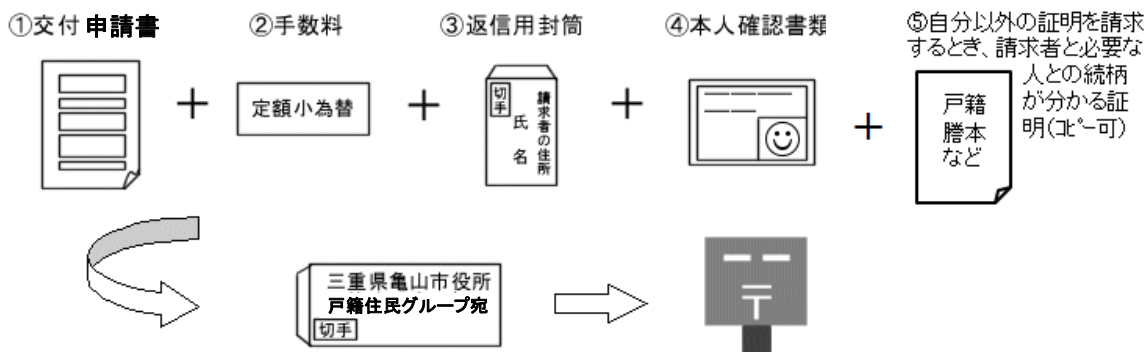
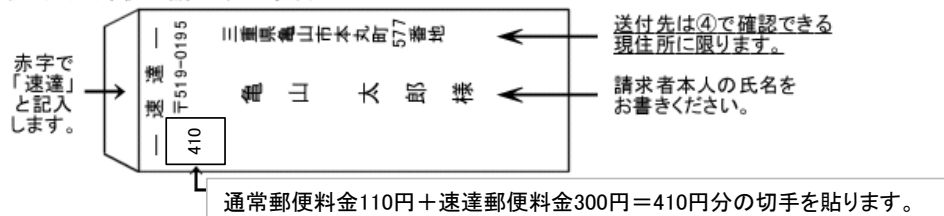
本人確認書類とは

マイナンバーカード、運転免許証、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書、身体障害者手帳、療育手帳、国民健康保険証等の被保険者証で氏名・住所の記載のあるものなど

※パスポート、年金手帳等は、現住所が記載されていないので、本人確認の書類となりませんので、ご注意ください。

<請求方法> ①②③④を同封し、本籍地である市区町村の戸籍係に請求します。

例: 速達郵便で請求する場合



<注意事項>

亀山市では、平成21年3月28日に現在戸籍の電子化を行いました。

このことに伴い、平成21年3月27日以前の戸籍の証明が必要な場合は、改製原戸籍を請求してください。

また、電子化後の戸籍では、継続中でない身分事項については記載されません。

戸籍附票は、平成21年3月28日時点以降の住所地の記載となりますので、これ以前の住所地の証明が必要な場合は、改製原附票を請求してください。

郵送での請求は、配達の日数と役所(場)での処理日数が必要です。余裕をもって申請してください。

証明書の枚数等によって郵便料金に差が生じますので、本市への返送を防ぐために、すべての返信用封筒に【不足分受取人払】のゴム印を押印させていただきます。

虚偽の請求などの不正行為は、法により罰せられます。

個人のプライバシーの侵害につながるおそれのある請求に応じることはできません。

〒519-0195 三重県亀山市本丸町577番地

亀山市 市民文化部 市民課 戸籍住民グループ

電話 0595(84)5003・5004